

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	---

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	87,440	
		内訳	国	87,440
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)	ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合 は定額)	標準事業費 ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	--

地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他(対策実践者の確保)
農地の利用集積	遊休農地対策
機械・施設の整備	機械購入
実施主体別	県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体

事業名	鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	--

アピールポイント	農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。
----------	---

事業の趣旨	野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。	予算額(千円)	21,474	
		内訳	国	400
			県	21,074
			その他	—

事業の内容等	1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1/2	

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

実施期間	令和8～10年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702)
------	----------	----	--

目別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
	担い手の育成	その他
	生産基盤の整備	その他（病害虫対策）
実施主体別		農協 / 任意団体

事業名	りんごのモモシクイガ特別防除対策事業（県単・継続） 【りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金】			
アピールポイント	害虫の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温時におけるシクイムシ類の被害抑制に対応できる交信攪乱剤の普及拡大を支援する。			
事業の趣旨	令和8年産りんごでのモモシクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、支援を行う。 ※事業実施主体である（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、申請先は取組主体（農協）となっている。	予算額(千円)	275,000	
		内訳	国	—
			県	275,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 交信攪乱剤による防除への支援</p> <p>(1) 事業内容 令和8年産りんごのモモシクイガ被害を防止するため、取組主体が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するために要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助するもの。</p> <p>(2) 補助対象経費 取組主体が適合防除者に対して令和8年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。</p> <p>(3) 事業実施主体 公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会</p> <p>(4) 取組主体 県内の農業協同組合</p> <p>(5) 適合防除者の要件 採択要件のとおり</p>	補助率	標準事業費	
		購入経費の1/2以内(税抜)	10a当たりの交信攪乱剤の使用量(100~120本)	
<p>【採択要件】</p> <p>1 県内のりんご園地とその周辺のモモシクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除であること。</p> <p>2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められること。</p> <p>3 防除する地域内にモモシクイガ発生源（放任園、管理粗放園）があること。</p> <p>4 地域内において交信攪乱剤を令和8年から3年以上継続して設置する意向が確認されていること</p>				
実施期間	令和8年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5147、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他（IT化）
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他（飼料基盤整備）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		その他（公益社団法人あおもり農業支援センター）

事業名	草地畜産基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)	193,358	
		内訳	国	142,500
			県	50,858
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備</p> <p>(1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p> <p>《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター</p>	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国 50% 県 15%	—	
		(3) 国 50% 県 7.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 草地整備型（公共牧場整備事業）</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が100ha（中山間地域は50ha）以上であること。</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が60ha（中山間地域は30ha）以上であること。</p> <p>2 畜産担い手総合整備型（再編整備事業）</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 事業参加者が10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 家畜飼養頭数（豚換算）が2,000頭（中山間地域は1,000頭）以上であること。</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。</p> <p>(5) 受益草地等の面積が30ha（中山間地域は15ha）以上であること。</p> <p>【令和8年度実施計画等】 八森地区（六ヶ所村）</p>				
実施期間	昭和59～令和10年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 その他（担い手への支援）
実施主体別	地域協議会	

事業名	多面的機能支払交付金（国庫・継続）																						
アピールポイント	集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																						
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。	予算額(千円)	2,071,772																				
		内訳	国	1,035,884																			
			県	517,944																			
			その他	517,944																			
事業の内容等	<p>1 農地維持支払</p> <p>(1) 対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織</p> <p>(2) 支援対象 農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等</p> <p>2 資源向上支払</p> <p>(1) 対象者 地域住民を含む活動組織</p> <p>(2) 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等 <p>3 交付単価 (単位：円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>①農地維持支払</th> <th>②資源向上支払（共同活動）</th> <th>③資源向上支払（長寿命化）</th> <th>①、②及び③に取り組む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000</td> <td>2,400</td> <td>4,400</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000</td> <td>1,440</td> <td>2,000</td> <td>5,080</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>400</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合	田	3,000	2,400	4,400	9,200	畑	2,000	1,440	2,000	5,080	草地	250	240	400	830	補助率	標準事業費
		地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合																	
		田	3,000	2,400	4,400	9,200																	
		畑	2,000	1,440	2,000	5,080																	
草地	250	240	400	830																			
国	1/2	—																					
県	1/4	—																					
市町村	1/4	—																					
<p>【採択要件】</p> <p>1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。</p> <p>2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。</p> <p>【令和8年度実施計画等】</p> <p>交付対象農用地面積：44,731ha</p>																							
実施期間	平成26年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																				

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名	輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。			
事業の趣旨	県内中小企業等の海外への事業進出を促進することにより、県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)	7,500	
		内訳	国	—
			県	7,500
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など）</p> <p>(2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費</p> <p>(3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費</p> <p>(4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費</p> <p>(5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）</p> <p>《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 (1)及び(5)については、別途要件あり。</p> <p>2 (2)～(5)について補助を受ける場合は、令和8年度中に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。</p>				
実施期間	平成26～令和8年度	担当	県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ (内線4941、直通017-734-9730)	

目的別	担い手の育成	法人化 / その他 (企業の農業参入支援)
	農地の利用集積	規模額大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 法人

事業名	農林水産業への企業参入促進事業の (投資を呼び込むための支援) (県単・新規)			
アピールポイント	企業が投資を通じて農林水産業へ参入することを支援する。			
事業の趣旨	県内外の異業種企業による本県農林水産業への資本参入を促進するため、県内農業法人等が行う取組に対して、費用の一部を補助する。(モデル事業)	予算額(千円)	17,000	
		内訳	国	—
			県	17,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定した供給体制の整備に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 原料調達等を目的に本県農林水産業に投資の意向を示す外食事業者等に生産物を安定供給するのに要する経費 (アドバイザー経費、期限付き職員の人件費、機械設備等のレンタル料など)</p> <p>③補助率 1 / 2 (上限3,000千円、1モデル)</p> <p>2 ニーズに対応した生産体制の強化に対する支援</p> <p>①対象者 県内の農林水産事業者等</p> <p>②対象経費 外食事業者等の投資を受け、ニーズに対応した生産体制を強化するのに要する経費 (農業機械・農業用ハウス等の購入費)</p> <p>③補助率 1 / 3 (上限7,000千円、2モデル)</p>	補助率	標準事業費	
		—	※県直営	
実施期間	令和8～10年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5066 直通017-734-9462)	

目的別	担い手の育成 農地の利用集積	研修・訓練 / その他 (企業の農業参入支援) 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 法人 / 個人	

事業名	農林水産業への企業参入促進事業 (青森県農地情報サイトによる農地情報の発信、農業力強化アドバイザー派遣) (県単・継続)			
アピールポイント	ホームページでの農地情報提供、農業参入企業へのアドバイザー派遣			
事業の趣旨	農業の担い手確保・育成を図るため、企業の農業参入・定着に向けた農地情報の発信や技術習得に必要なアドバイザー派遣等を行う。	予算額(千円)	3,196	
		内 訳	国	—
			県	3,196
			その他	—
事業の内容等	<p>1 企業への農業参入の情報発信等 市町村、農業委員会が把握する売買・貸借可能な農地情報をホームページで公開 URL https://www.nounavi-aomori.jp/nouchi/</p> <p>【サイトの概要】 ア 市町村 (農業委員会) が把握する売買・貸借可能な農地情報 (位置、面積、地目等) を発信できるサイト (青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」内に構築) イ 農地情報の登録は、市町村 (農業委員会) が行う。 ウ 登録された農地情報は、地図上や市町村名、地目等の条件検索により、絞り込み検索が可能。</p> <p>2 企業の農業参入・定着支援 企業の農業参入に必要な技術習得を支援するため、普及OB・OG等のアドバイザーを派遣 (10社程度/年) ア 派遣対象 農外から農業に参入した企業 イ 費用 アドバイザー派遣旅費は企業負担 謝金は県負担 ウ 申込先 構造政策課又は各農林水産事務所</p>	補助率	標準事業費	
		—	※県直営	
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5066 直通017-734-9462)	

目的別	担い手の育成	その他（企業の農業参入支援）
実施主体別		その他（りんご関連企業）

事業名	農林水産業への企業参入促進事業（りんご関連企業支援）（国庫・継続）			
アピールポイント	これまでによりんご生産を行ったことがない県内りんご関連企業が、新たにビジネスベースでりんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。			
事業の趣旨	りんご生産の担い手確保対策の一環として、青森県産りんごを原料として取り扱う加工事業者及び県産りんごを取扱う移出業者（以下「りんご関連企業」という）が、県内の園地においてりんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。	予算額(千円)	4,800	
		内訳	国	2,400
			県	2,400
			その他	—
事業の内容等	<p>1 りんご関連企業の生産参入支援</p> <p>(1) 事業内容 県内りんご関連企業が新たによりんごの生産に取り組む場合の生産に要する経費の一部補助</p> <p>(2) 補助対象経費 りんご生産に要する経費（肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、諸材料費、農機具借上費、人件費（りんご生産に直接従事するものに限る。））</p> <p>(3) 事業実施主体 県内に本社又は営業拠点があるりんご関連企業（子会社、関連会社等含む）</p> <p>(4) 採択要件 下記のとおり</p>	補助率	標準事業費	
		1/3以内	1.2万円/a ただし、1事業者当たり上限120万円	
<p>【採択要件】</p> <p>次の(1)から(5)のいずれかに該当するりんご関連企業であること。 ただし、(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、これまでによりんご生産を行ったことのない(注)者に限る。</p> <p>(1) 県内に本社又は営業拠点があり、県産りんごの加工実績が5年以上ある法人</p> <p>(2) 県内に本社又は営業拠点があり、移出業における県産りんごの取扱い実績が5年以上ある法事</p> <p>(3) (1)又は(2)の法人がりんご生産事業のために設立した子会社、関連会社等</p> <p>(4) 県内に本社又は営業拠点があり、(1)に準ずる加工実績、又は(2)に準ずる移出業の実績があると知事が認める法人</p> <p>(5) 令和7年度青森県加工事業者のりんご生産参入支援事業において、事業期間のりんご売上が生産費（減価償却費を除く。）を下回っている法人</p> <p>(注)「これまでによりんご生産を行ったことのない」には、おおむね30アール未満の園地でりんご生産を行っている場合を含む。</p>				
実施期間	令和7～10年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5151、直通017-734-9491)	